

高度計算科学研究支援センター自動販売機設置事業者募集要項

公益財団法人計算科学振興財団（以下「財団」という。）が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に応募される方は、本要項の内容をよくご理解のうえ、お申込みください。

1 設置場所等の概要

（１）設置場所

高度計算科学研究支援センター ２階交流スペース（別紙１のとおり）

（２）所在地

神戸市中央区港島南町 ７－１－２８ 計算科学センタービル

（３）設置台数

２台以内

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が応募することができます。なお、設置事業者として決定した後に応募資格要件を満たしていないことが判明した場合は、設置事業者としての施設設置許可を取消します。

- （１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- （２）過去３年間に於いて、１年以上の自動販売機設置実績を有する者で、その間健全な経営を行っている者。
- （３）設置事業者自らが自動販売機を設置し、継続して運営する資力、能力を有する者。
- （４）法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- （５）最近１年間の法人税、申告所得税、消費税及び地方税並びに源泉所得税の滞納税額がない者であること。
- （６）兵庫県暴力団排除条例第７条及び同施行規則第２条に基づく取引の制限を受ける者でないこと。

3 設置の条件等

自動販売機を設置するに当たっては、以下の条件等を遵守すること。なお、これらに反する行為が見受けられた場合、設置許可を取り消し、自動販売機の撤去を求める場合がある。

（１）使用料等

①設置場所使用料

無償とする。

②設置許可の期間

設置許可の期間は、令和２年４月１日から令和３年３月３１日までとする。

ただし、公用・公共用としての必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断する場合は、当初の条件を変更しないことを条件に当初許可から３年を限度に、引き続き設置許可を行う。

③設置場所

自動販売機は、別紙１に示した場所に指定サイズ（幅：２４０cm、奥行き：８０cm）内で設置することができる。また、設置の際は転倒防止対策を行うこと。

④電気子メーターの設置

自動販売機の設置にあたっては、自動販売機の電気使用量が特定できる電気子メーターを設置すること。

⑤その他必要経費

自動販売機の設置、撤去及び移転に要する工事費、電気子メーターの設置費用等の一切の費用は設置事業者の負担とする。電気代は設置事業者の負担とし、毎月の使用料に応じて財団が発行する請求書に基づき、指定期日までに全額納入すること。その他の経費については、財団の指示による。

(2) 使用上の制限

①施設設置許可の条件を遵守し、電気代は期日までに確実に納付すること。

②設置する自動販売機は、缶、ペットボトルなどリサイクル可能な密閉式容器の飲料水とする。アルコール類の販売は禁止する。

③商品の販売価格、種類等については、提案書で提案した内容に即して設置すること。また、色彩については、日本自動販売機工業会等の設定する「景観対応推奨カラー」に準じたものとする。

④環境に配慮した自動販売機（省エネ）を設置すること。

⑤障害のある人等へ配慮した自動販売機を設置すること。

⑥災害発生時に自動販売機の飲料を提供できる販売機（災害救助ベンダー）とすること。また、災害発生時に財団が飲料の提供が必要と判断した場合は、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供すること。

⑦使用許可物件の全部又は一部を転貸し、又は使用权の譲渡はできない。

(3) 維持管理責任

①商品の賞味期限切れがないように注意するとともに、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が適切に行うこと。

②自動販売機1台に1個以上の割合で回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

③衛生管理及び感染症対策については、関連法令等の遵守・徹底を図るとともに関係機関等への届け出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

④設置事業者は設置した自動販売機本体及び附属品等が第三者により毀損・損傷された場合、一切の補償を財団に請求できない。

⑤自動販売機の故障、つり銭不足などの苦情については、設置事業者の責任において迅速に対応すること。また、自動販売機の故障時等の連絡先を明示したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付けすること。

⑥商品の搬入・容器等の搬出時間及び経路については、財団の指示に従うこと。

(4) 設置許可の取り消し及び変更

財団が設置許可物件を、公用若しくは公共用に供するために必要とするとき、又は設置事業者が許可に違反する行為が認められる時は設置許可の全部もしくは一部を取消し、又は変更することがある。また、財団の承認を得ずに用途を変更することはできない。

(5) 原状回復

設置事業者は、設置許可期間が満了したとき、又は設置許可を取り消されたときは、速やかに設置許可物件を原状に回復して返還すること。

(6) 損害賠償

設置事業者は、その責に帰する理由により、設置許可物件の全部又は一部を滅失又は毀損した時は、毀損による設置許可物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、設置許可物件を原状に復した場合は、この限りでない。

(7) 費用の支出及び請求権の放棄

設置事業者は、設置許可物件に投じた費用は理由のいかんを問わず、全て設置事業者の負担とし、財団にこれを請求することはできない。

4 応募手続き

(1) 応募申込み

応募申込書その他必要書類を作成のうえ、申込場所に直接持参または郵送すること。

(2) 応募申込みの場所

公益財団法人計算科学振興財団 総務グループ 石田、安竹
兵庫県神戸市中央区港島南町7-1-28 計算科学センタービル1階
電話 078-599-5020
FAX 078-303-5611

(3) 応募申込みの期間

令和2年2月20日(木)～令和2年3月2日(月)
持参の場合は、午前10時から午後4時まで(正午から午後1時及び土日祝を除く。)
郵送の場合は、令和2年3月2日(月)必着

(4) 申込みに必要な書類

- ①応募申込書(様式1)
- ②事業者概要(会社のパンフレット等)
- ③自動販売機設置実績報告書(様式2)
- ④住民票記載事項証明書(法人の場合は法人登記簿(履歴事項全部証明書))
*応募申込日から3ヶ月以内に発行のもの
- ⑤納税証明書(「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税のない証明書)
*応募申込日から3ヶ月以内に発行のもの
- ⑥提案書等
 - a. 自動販売機設置に係る提案書(様式3)
 - b. 取扱商品一覧表(様式4)
- ⑦設置する自動販売機のカatalog(寸法、環境にやさしい機能、ユニバーサルデザイン等の機能が確認できるもの)
- ⑧応募資格2-(4)にかかる許認可の免許証の写し(当該の場合のみ)

(5) 応募申込みの無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

- ①応募資格がないものが提案したもの
- ②指定の期間内に提出されなかったもの
- ③提案に関して不正な行為を行った者が提案したもの
- ④その他提案に関する条件に違反したもの

5 設置事業者の決定方法

(1) 選定方法等

提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしているものを選定対象者とする。
選定方法は提案書に提案された内容に基づき審査を行い、配点の結果、最も高い評価を得た者を設置事業者とする。

(2) 評価項目

項 目	内 容
① 取扱商品	販売する商品の種類、価格等
② 管理体制	商品管理、メンテナンス体制
③ 緊急時の対応	故障時、災害時における対応
④ 環境に対する配慮	環境にやさしい機能の搭載（省エネ） 空容器のリサイクル
⑤ ユニバーサルデザイン	利用しやすさ
⑥ その他	独自の提案

(3) 設置事業者の選定通知

設置事業者の決定は、令和2年3月16日（月）の予定。

選定結果は決定以降、各応募者に対し書面により通知する。

6 施設設置許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和2年3月23日（月）までに、次の書類を提出すること。なお、自動販売機設置については、令和2年4月1日（水）午前中に行うこと。

- (1) 設置する自動販売機の仕様、寸法、消費電力等がわかるもの（カタログ等）
- (2) 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書

7 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに施設設置許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募資格を失った場合
- (3) 許可の条件に違反する行為が認められたとき
- (4) 応募の提案内容に虚偽の報告があったとき、又は提案内容と異なる行為を行ったとき
- (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと財団が判断したとき

8 設置事業者が設置を辞退した場合

設置事業者が自動販売機の設置を辞退し、新たな設置事業者を決める公募手続きを行う時間がなく、緊急を要するときは、当該設置事業者の次に高い評価を得た設置予定事業者を、新たな設置事業者として決定することができる。

9 その他

施設設置許可の手続き及び履行に関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。

10 問合せ先

神戸市中央区港島南町7-1-28

公益財団法人計算科学振興財団 総務グループ 石田、安竹

電話：078-599-5020

FAX：078-303-5611

E-mail：kanri@j-focus.or.jp

高度計算科学研究支援センター 2F

自動販売機設置場所

